

# 料金計算方法（隔月検針地区）

1カ月の請求額は ① + ② となります。（ア基本料金は減免のため0円です。）

① 《水道料金》（①うち超過水量÷2）× ②超過料金又は従量料金⇒10円未満切捨⇒請求額  
 （②は、①口径により料金を確認してください）

② 《下水道使用料》（③うち超過水量÷2）× ④超過料金 = 請求額

上下水道料金のお知らせ		
ご使用期間 4年8月26日～4年10月25日		
お客様番号	口径	メーター番号
0-0001234567	13 mm	54321
風連町西町 196 番地 1		
名寄 太郎 様		
水	今回の指針	75 m <sup>3</sup>
	前回の指針(-)	55 m <sup>3</sup>
	旧メーター使用量(+)	* m <sup>3</sup>
	水道使用量	20 m <sup>3</sup>
	① うち超過水量	10 m <sup>3</sup>
下水道	水道分使用量	20 m <sup>3</sup>
	地下水・その他使用量(+)	* m <sup>3</sup>
	③ うち超過水量	10 m <sup>3</sup>
上記超過水量分は2ヶ月に分けて請求します。		
	4年11月請求分	4年12月請求分
水道料金	2,240 円	2,240 円
下水道使用料	1,770 円	1,770 円
ご請求予定額	4,010 円	4,010 円
口座振替日	4年11月28日	4年12月27日
(このお知らせでは料金のお支払いはできません)		
検針日	令和4年10月25日	検針員 田中

上下水道料金表			
【水道料金】		ア (税込)	
区別	基本料金(1ヵ月)		超過料金又は従量料金 1m <sup>3</sup> につき
メーター口径	基本水量	料 金	
13mm	5 m <sup>3</sup> まで	917円	265円
20mm	8 m <sup>3</sup> まで	2,577円	
25mm	10m <sup>3</sup> まで	4,023円	
30mm	基本水量なし	5,795円	305円
40mm		10,298円	
50mm		16,093円	
75mm		36,239円	
100mm		64,442円	
150mm		144,986円	
浴場用	100m <sup>3</sup> まで	メーター口径料金の	61円
臨時用	10m <sup>3</sup> まで	メーター口径料金+2,302円	305円
※料金の合計から10円未満の端数は切り捨てます。			
【下水道使用料】		ア (税込)	
区別	基本料金(1ヵ月)		超過料金 1m <sup>3</sup> につき
用途	基本水量	料 金	
一般用	5 m <sup>3</sup> まで	723円	210円
浴場用	100m <sup>3</sup> まで	2,755円	26円
臨時用	10m <sup>3</sup> まで	3,667円	210円
※料金の合計から10円未満の端数は切り捨てます。			

● 「うち超過水量」という記載がない場合 → 請求額は0円です。

● 「うち超過水量」という記載がある場合

→ 「うち超過水量」は2ヵ月分表記ですので2で割り、超過料金又は従量料金の1 m<sup>3</sup>あたりの金額を掛け、10円未満を切り捨てた金額が1ヵ月分の請求額となります。

※うち超過水量が2で割り切れない場合の余り分1 m<sup>3</sup>は後月で請求となります。

< 例 > 口径 13mm で使用水量が 20m <sup>3</sup> の場合	
《水道料金》口径 13mm の超過料金は <u>265円</u> 。「うち超過水量」は 10m <sup>3</sup> 。	
2ヵ月分の超過水量が 10m <sup>3</sup> なので 10m <sup>3</sup> ÷ 2ヵ月 = <u>5m<sup>3</sup></u> (1ヵ月あたりの超過水量)	
265円 × 5m <sup>3</sup> = 1,325円 → 10円未満を切り捨て → <u>1,320円</u>	
《下水道使用料》超過料金は <u>210円</u> 。「うち超過水量」は 10m <sup>3</sup> 。	
2ヵ月分の超過水量が 10m <sup>3</sup> なので 10m <sup>3</sup> ÷ 2ヵ月 = <u>5m<sup>3</sup></u> (1ヵ月あたりの超過水量)	
210円 × 5m <sup>3</sup> = <u>1,050円</u>	
《1ヵ月の請求額》	
水道料金 1,320円 + 下水道使用料 1,050円 = <u>2,370円</u>	